

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書の訂正届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成25年12月10日
<b>【会社名】</b>	株式会社リアルビジョン
<b>【英訳名】</b>	RealVision Inc.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 池畑 勝治
<b>【本店の所在の場所】</b>	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目1番4号
<b>【電話番号】</b>	(045) 473-7331（代表）
<b>【事務連絡者氏名】</b>	取締役管理部長 斉藤 順市
<b>【最寄りの連絡場所】</b>	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目1番4号
<b>【電話番号】</b>	(045) 473-7331（代表）
<b>【事務連絡者氏名】</b>	取締役管理部長 斉藤 順市
<b>【届出の対象とした募集有価証券の種類】</b>	株式
<b>【届出の対象とした募集金額】</b>	その他の者に対する割当 229,740,000円
<b>【安定操作に関する事項】</b>	該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年12月9日付で提出した有価証券届出書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行株式

##### 4 新規発行による手取金の使途

##### (2) 手取金の使途

#### 第3 第三者割当の場合の特記事項

##### 1 割当予定先の状況

##### f. 払込みに要する資金等の状況

##### 6 大規模な第三者割当の必要性

##### (2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_線で示しております。

# 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

### 1【新規発行株式】

（訂正前）

種類	発行数	内容
普通株式	10,940株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社は、単元株制度は採用しておりません。

（注）1．平成25年12月9日（月）開催の当社取締役会決議によるものであります。

2．振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

（訂正後）

種類	発行数	内容
普通株式	10,940株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社は、単元株制度は採用しておりません。

（注）1．平成25年12月9日（月）開催の当社取締役会決議によるものであります。なお、本件については、平成25年12月6日開催の取締役会において決議しましたが、本件に関わる有価証券届出書の届出の手續に不備があったため、同日開催の取締役会において

取下げを決議し、そして、平成25年12月9日に取下げを実施し、改めて本件について決議いたしました。

## 2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 4【新規発行による手取金の使途】

### (2)【手取金の使途】

(訂正前)

<前略>

なお、平成24年11月1日付けでシスウェーブHDの子会社である上武支援準備会社は、旧上武の営むシステム開発事業、システムエンジニアリングに関する人材派遣事業およびデータ消去等に関する主要事業を85,345千円で譲受しております。当社はシスウェーブHDより上武支援準備会社が旧上武の事業を譲受した際に第三者算定機関が行った株式価値算定書の写しの提示を受け、その結果を検討いたしました。当社は当該事業譲受金額85,345千円がNTTグループ等の主要顧客が取引を停止し、また従業員が退職するなどの悪影響が生じる現実的な可能性が存在することを前提とする民事再生申請後間もない特殊環境下での株式価値算定による金額であると株式価値算定書の内容から判断いたしました。また、当社は上武代表取締役である渋谷悟史氏との面談も行っており、中期計画の確認と今後の事業展開につきヒアリングを実施しております。上武より提出された中期計画につき、その実現性と妥当性、取引先との関係性を客観的かつ慎重に検討いたしました。当該中期計画は、民事再生申請後間もない事業価値算定結果の前提となった事業計画(平成25年4月期:売上高 770,449千円、営業利益 24,020千円)と比較し、民事再生申請前と比べ売上高は若干減少しているものの、売上高の約80%を占める人材派遣事業を中心に堅調に推移していること、今期上期実績についても売上実績294,000千円、達成率105%と予算に対し14,000千円の増収、営業利益600千円が確認され、通期営業利益についても、38,000千円の計上が見込まれていることから、当該中期計画は、平成26年3月期以降黒字化が見込め、特殊環境下からの脱却により、平成26年3月期以降、大幅な増収増益が計画されております(平成26年3月期:売上高 717,212千円、営業利益 36,449千円 平成27年3月期:売上高 713,955千円、営業利益 42,871千円 平成28年3月期:売上高 736,384千円、営業利益 56,400千円)。当社は上記状況を踏まえ、上武より提出された中期計画は達成可能であると判断いたしました。

上記のとおり、平成24年11月1日付にて、シスウェーブHD社の子会社である上武支援準備会社が旧上武の営むシステム開発事業、システムエンジニアリングに関する人材派遣事業およびデータ消去等に関する主要事業を100,000千円で譲受けした際の前提となった事業計画と、特殊環境下を脱却した現在の中期計画との間には、数値上大きな差異があり、その結果、平成24年11月1日付にてシスウェーブHDの子会社である上武支援準備会社が事業譲受を行った際の事業譲受金額85,345千円と今回の取得価額300,000千円との間に差異が発生していると判断しております。また、昨年民事再生以降も主要取引先であるNTTグループと取引があることも確認しており、昭和53年の創業以来長年培ってきたNTTグループに対する実績と信用が民事再生後も変わ

らず継続していることは、数値化できない定性面の評価として極めて重要な意味を持つものと判断いたしました。以上により、当社は、上述の東朋F Aによる上武株式価値算定も含め、総合的に勘案した結果、取得価額である300,000千円は妥当であると判断いたしました。

< 中略 >

連結子会社化する株式会社上武と株式取得の相手先である株式会社シスウェーブホールディングスの概要は以下の通りです。

### 株式会社上武の概要

（平成25年12月9日現

在）

名 称	株式会社上武	
所 在 地	東京都千代田区二番町4-3 二番町カシュビル	
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 渋江 悟史	
事 業 内 容	業務アプリケーションシステム構築・顧客データベースシステム構築、人材派遣事業、パソコンデータ消去・リサイクル事業、人材派遣事業、各種業務支援事業	
資 本 金	4,250万円	
設 立 年 月 日	2012年（平成24年）7月2日  平成24年11月1日付けで、株式会社ヒロコーポレーション（平成24年11月1日付けで株式会社上武より商号変更）より事業譲受けが完了したことにより、株式会社上武支援準備会社より株式会社上武に商号変更しております。	
大株主及び持株比率	株式会社シスウェーブホールディングス 100%	
上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	当社の取締役1名（池畑 勝治）及び監査役1名（益田 康雄）が当該会社の役員を兼務しております。
	取引関係	該当事項はありません。

当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位：千円)			
決算期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
純資産	-	-	72,464
総資産	-	-	173,251
1株当たり純資産 (円)	-	-	42,625円98銭
売上高	-	-	258,825
営業利益	-	-	8,613
経常利益	-	-	9,133
当期純利益	-	-	12,512
1株当たり当期純利益 (円)	-	-	7,360円31銭
1株当たり配当金 (円)	-	-	-

(注) 事業譲受日が平成24年11月1日のため、平成23年3月期及び平成24年3月期については記載しておりません。また、平成25年3月期の経営成績は、事業譲受日後の平成24年11月1日～平成25年3月31日の数値であります。

<後略>

(訂正後)

<前略>

なお、平成24年11月1日付けでシスウェーブHDの子会社である上武支援準備会社は、旧上武の営むシステム開発事業、システムエンジニアリングに関する人材派遣事業およびデータ消去



等に関する主要事業を85,345千円で譲受しております。当社はシスウェーブHDより上武支援準備会社が旧上武の事業を譲受した際に第三者算定機関が行った株式価値算定書の写しの提示を受け、その結果を検討いたしました。当社は当該事業譲受金額85,345千円がNTTグループ等の主要顧客が取引を停止し、また従業員が退職するなどの悪影響が生じる現実的な可能性が存在することを前提とする民事再生申請後間もない特殊環境下での株式価値算定による金額であると株式価値算定書の内容から判断いたしました。また、当社は上武代表取締役である渋谷悟史氏との面談も行っており、中期計画の確認と今後の事業展開につきヒアリングを実施しております。上武より提出された中期計画につき、その実現性と妥当性、取引先との関係性を客観的かつ慎重に検討いたしました。当該中期計画は、民事再生申請後間もない事業価値算定結果の前提となった事業計画(平成25年4月期:売上高 770,449千円、営業利益 24,020千円)と比較し、民事再生申請前と比べ売上高は若干減少しているものの、売上高の約80%を占める人材派遣事業を中心に堅調に推移していること、今期上期実績についても売上実績294,000千円、達成率105%と予算に対し14,000千円の増収、営業利益600千円が確認され、通期営業利益についても、38,000千円の計上が見込まれていることから、当該中期計画は、平成26年3月期以降黒字化が見込め、特殊環境下からの脱却により、平成26年3月期以降、大幅な増益が計画されております(平成26年3月期:売上高 717,212千円、営業利益 36,449千円 平成27年3月期:売上高 713,955千円、営業利益 42,871千円 平成28年3月期:売上高 736,384千円、営業利益 56,400千円)。当社は上記状況を踏まえ、上武より提出された中期計画は達成可能であると判断いたしました。

上記のとおり、平成24年11月1日付にて、シスウェーブHD社の子会社である上武支援準備会社が旧上武の営むシステム開発事業、システムエンジニアリングに関する人材派遣事業およびデータ消去等に関する主要事業を85,345千円で譲受けした際の前提となった事業計画と、特殊環境下を脱却した現在の中期計画との間には、数値上大きな差異があり、その結果、平成24年11月1日付にてシスウェーブHDの子会社である上武支援準備会社が事業譲受を行った際の事業譲受金額85,345千円と今回の取得価額300,000千円との間に差異が発生していると判断しております。また、昨年民事再生以降も主要取引先であるNTTグループと取引があることも確認しており、昭和53年の創業以来長年培ってきたNTTグループに対する実績と信用が民事再生後も変わらず継続していることは、数値化できない定性面の評価として極めて重要な意味を持つものと判断いたしました。以上により、当社は、上述の東朋F Aによる上武株式価値算定も含め、総合的に勘案した結果、取得価額である300,000千円は妥当であると判断いたしました。

< 中略 >

連結子会社化する株式会社上武と株式取得の相手先である株式会社シスウェーブホールディングスの概要は以下の通りです。

#### 株式会社上武の概要

(平成25年12月9日現在)

在)

名 称	株式会社上武
所在地	東京都千代田区二番町4-3 二番町カシュービル

代表者の役職・氏名	代表取締役社長 渋江 悟史		
事業内容	業務アプリケーションシステム構築・顧客データベースシステム構築、人材派遣事業、パソコンデータ消去・リサイクル事業、人材派遣事業、各種業務支援事業		
資本金	4,250万円		
設立年月日	2012年(平成24年)7月2日  平成24年11月1日付けで、株式会社ヒロコーポレーション(平成24年11月1日付けで株式会社上武より商号変更)より事業譲受けが完了したことにより、株式会社上武支援準備会社より株式会社上武に商号変更しております。		
大株主及び持株比率	株式会社シスウェーブホールディングス 100%		
上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	当社の取締役1名(池畑 勝治)及び監査役1名(益田 康雄)が当該会社の役員を兼務しております。	
	取引関係	該当事項はありません。	
当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態	(単位:千円)		
決算期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
純資産	-	-	72,464
総資産	-	-	173,251
1株当たり純資産(円)	-	-	42,625円98銭

売上高	-	-	258,825
営業利益	-	-	8,613
経常利益	-	-	9,133
当期純利益	-	-	12,512
1株当たり当期純利益 (円)	-	-	7,360円31銭
1株当たり配当金 (円)	-	-	-

(注) 1. 事業譲受日が平成24年11月1日のため、平成25年3月期のみ記載しております。また、平成25年3月期の経営成績は、事業譲受日後の平成24年11月1日～平成25年3月31日の数値であります。

2. 株式会社上武は、平成24年11月1日付コンサルティング契約書に基づきシスウェーブHDに対して、経営指導料として平成24年11月に3,000千円、同年12月に3,000千円、平成25年10月に1,500千円、同年11月に1,500千円を支払い同年12月については1,500千円を日割りにて支払う予定であります。なお、平成25年1月～平成25年9月までは、経営指導料を支払っておらず、これは、上武の財務状況を考慮し同期間について上武はシスウェーブHDに対し経営指導料は支払っておりません。また、上武はシスウェーブHDに対する経営指導にかかる未払金等の債務は一切有しておらず、当社が上武を子会社化した後において、上武によるシスウェーブHDに対する経営指導料は一切発生いたしません。

<後略>

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【割当予定先の状況】

f. 払込みに要する資金等の状況

(訂正前)

当社は、各割当予定先が本第三者割当増資の払込みに十分な現預金を保有していることを次のとおり確認いたしました。株式会社インターについては、払込金額50,000千円に要する資金の内訳は、自己資金25,000千円及び借入金25,000千円(借入先:佐藤満氏、東京都新宿区北町、自営業 借入日:平成25年12月5日 株式会社インターの大貫代表が自己資金として25,000千円の準備があることで残額の貸付につき承認されました。)であり、預金通帳にて確認した自己資金としての25,000千円につきましては、現預金として5,000千円、有価証券売却による資金としまして20,000千円と聞き及んでおり、現金につきましては、銀行口座に入金せず手元で保管していた旨を大貫代表から口頭にて確認しております。尚、有価証券売却に関する証憑類に關しましては、現時点では確認ができておりません。TYインキュベーション合同会社については、払込金額50,000千円に要する資金の全額を石田智子氏(東京都港区北青山3丁目、歯科医)より借入れ(借入日:平成25年12月3日 貸付経緯:吉岡氏との交流を通して人物像を高く評価されているため)であり、金銭消費貸借契約書の写し及び借入金入金口座の預金通帳の写しにて確認しております。株式会社フードアドレスについては、払込金額50,000千円に要する資金の内訳は、自己資金として15,000千円及び代表取締役室崎 憲昭氏の実父(東京都世田谷区玉川、無職)からの借入金として35,000千円(貸付経緯:親子間による資金援助)であり、預金残高を預金通帳の写し及び銀行の預金残高証明書にて確認しております。なお、当該借入金については、親子間のため特段の契約締結はなく、返済条件についても定めておりません。また、清水和彦氏につきましては、預金通帳にて資金の確認を行いました。払込金額としまして銀行口座から出金した20,000千円、手元保管金として30,000千円と口頭にて確認しておりますが、当社にて資金の裏付資料の確認はできておりません。

<後略>

(訂正後)

当社は、各割当予定先が本第三者割当増資の払込みに十分な現預金を保有していることを次のとおり確認いたしました。株式会社インターについては、払込金額50,000千円に要する資金の内訳は、自己資金25,000千円及び借入金25,000千円(借入先:佐藤満氏、東京都新宿区北町、自営業 借入日:平成25年12月5日 株式会社インターの大貫代表が自己資金として25,000千円の準備があることで残額の貸付につき承認されました。)であり、預金通帳にて確認した自己資金としての25,000千円につきましては、現預金として5,000千円、有価証券売却による資金としまして20,000千円と聞き及んでおり、現預金につきましては、銀行口座に入金せず手元で保管していた旨を大貫代表から口頭にて確認しておりますが、当社にて資金の出所に関する裏付資料の確認はできておりません。なお、有価証券売却に関する証憑類に關しましても、現時点では確認ができておりません。TYインキュベーション合同会社については、払込金額50,000千円に要する資金の全額を石田智子氏(東京都港区北青山3丁目、歯科医)より借入れ(借入日:平成25年12月3日 貸付経緯:吉岡氏との交流を通して人物像を高く評価されているため)であり、金銭消費貸借契約書の写し及び借入金入金口座の預金通帳の写しにて確認しております。株式会社フードアドレスについては、払込金額50,000千円に要する資金の内訳は、自己資金として15,000千円及び代表取締役室崎 憲昭氏の実父(東京都世田谷区玉川、無職)からの借入金として35,000千円(貸付経緯:親子間による資金援助)であり、預金残高を預金通帳の写し及び銀行の預金残高証明書にて確認しております。なお、当該借入金については、親子間のため特段の契約締結はなく、返済条件についても定めておりません。また、清水和彦氏につきましては、預金通帳にて資金の確認を行いました。払込金額としまして銀行口座から出金した20,000千円、手元保管金として30,000千円と口頭にて確認しておりますが、当社にて資金の出所に関わる裏付資料の確認はできておりません。

<後略>

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

### (2)大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

(訂正前)

本新株式の発行による株式数10,940株及び別件新株予約権の目的である株式の総数3,330株を合わせた14,270株に係る議決権数は14,270個となり、当社の総議決権数49,186個(平成25年9月30日現在)に占める割合が29.01%となります。したがって、希薄化率が25%以上となるため、東京証券取引所が定めた第三者割当に係る企業行動規範上の手続が必要な場合に該当し、当社において、経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手又は株主の意思確認手続が必要となります。

そこで、当社は、第三者機関であるアップル法律事務所から、本第三者割当に必要性及び相当性が認められる旨の意見書を入手し本第三者割当による資金調達には、必要性及び相当性が認められるとの意見を得ております。

<後略>

(訂正後)

本新株式の発行による株式数10,940株及び別件新株予約権の目的である株式の総数3,330株を合わせた14,270株に係る議決権数は14,270個となり、当社の総議決権数49,186個(平成25年9月30日現在)に占める割合が29.01%となります。したがって、希薄化率が25%以上となるため、東京証券取引所が定めた第三者割当に係る企業行動規範上の手続が必要な場合に該当し、当社において、経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手又は株主の意思確認手続が必要となります。

そこで、当社は、坂朋法律事務所から平成25年12月5日に本第三者割当の必要性及び相当性が認められる旨の意見書を入手する予定でしたが、割当予定先と協議をしていた本新株式の発行価額21,000円に対し、平成25年12月5日の当社普通株式の終値では10%以上の乖離が生じており、坂朋法律事務所より平成25年12月5日に意見書を提出することが時間的に困難である旨の連絡を受け、取締役会決議日の前日である平成25年12月5日においてさらなる株価上昇の恐れがあったため、急遽、相談を開始した当社顧問弁護士からの紹介である第三者機関であるアップル法律事務所より、平成25年12月6日付で本第三者割当に必要性及び相当性が認められる旨の意見書を入手し本第三者割当による資金調達には、必要性及び相当性が認められるとの意見を得ております。

<後略>